

税務キャッチ・アップ 法人税関係

太陽光認定発電設備導入時の留意点

1 はじめに

平成25年度の税制改正において再生可能エネルギーと省エネ設備の導入を最大限推進するため、環境関連投資促進税制(以下「グリーン投資減税」という)が拡充等された。平成24年7月に導入された再生可能エネルギーの固定価格買取制度と併せて即時償却が可能な太陽光認定発電設備への投資に企業の関心が高まり、全国的にも普及拡大しつつある。

本稿においては、太陽光認定発電設備の導入に当たり実務上留意すべき点を検討する。

2 制度の概要

(1) 特別償却と税額控除

青色申告書を提出する法人が、平成28年3月31日までの期間内に新品の太陽光認定発電設備の取得又は製作若しくは建設(以下「取得等」という)をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合には、一定の要件の下に、取得価額の30%の特別償却と取得価額の7%の税額控除とを選択適用することができる。ただし、税額控除が選択できるのは中小企業者等のみとなる(措法42の5①・②)。

また、税額控除限度額は、当期の法人税額の20%であり、控除限度超過額は1年間繰越すこ

とができる(措法42の5②・③・④)。

(2) 即時償却

平成24年7月1日から平成27年3月31日までの間に新品の太陽光認定発電設備の取得等をして、その取得等をした日から1年以内に事業の用に供した場合における特別償却限度額は、取得価額の30%ではなく、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額とされている(措法42の5⑥)。

3 実務上の留意点

(1) 所有権移転外リース取引

所有権移転外リース取引により賃借人が取得したものとされる太陽光認定発電設備は、特別償却や即時償却は適用されないが、税額控除は適用されるため、中小企業者等については留意する必要がある(措法42の5⑧)。

(2) 補助金による取得は適用外

平成25年度税制改正により、政策支援措置の重複適用を排除する観点から、補助金等の交付を受け取得等した太陽光認定発電設備は、特別償却、税額控除及び即時償却のいずれの制度も適用できないこととされているので留意されたい(措法42の5⑨)。

(3) 確定申告書等への添付

太陽光認定発電設備につき特別償却、税額控除及び即時償却のいずれかを適用する場合には、

グリーン投資減税の適用対象となる太陽光認定発電設備に該当するものであることを証する書類を確定申告書等へ添付しなければならないとされている(措令27の5⑩)。

なお、この添付書類は2種類あり、経済産業大臣が認定した旨を証する書類の写しだけでなく、経済産業大臣への認定申請書の写しも求められている点に留意する必要がある(措規20の2③)。

4 おわりに

太陽光認定発電設備の導入に当たっては、設置場所・設備の選定といった計画立案段階での事前検討はもちろんのこと、前述の経済産業大臣への認定手続きだけでなく、電気事業者との接続検討や折衝に数か月の期間を要するなど計画実現に向け克服すべき課題も多く見受けられるようである。

即時償却という制度そのものは使い勝手のよい選択肢であるが、使用開始までに相当な期間を要することから適切な時機を捉え損なうとその効果が発揮できない。事前に入念な導入計画を練り上げることで、即時償却制度の有効活用を図っていきたい。

(右山研究グループ
税理士 杉山 一紀)